（住宅販売瑕疵担保保証金に関する説明事項）

第二十一条　法第十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　令第七条第一項の販売新築住宅については、同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

（業務規程の記載事項）

第二十八条　法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十六　（略）

十七　法第三十五条の規定による住宅紛争処理支援センターの調査研究事業への協力に関する事項

十八　（略）

（帳簿の備付け等）

第三十四条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ保険法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　保険法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。第三十九条第一号において同じ。）を、保険等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用）

第四十条　法第三十三条第一項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百四条第一項	の申請をしようとする者は、	又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三十三条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁（以下「特別住宅紛争処理」という。）の申請をしようとする者は、住宅紛争処理の申請にあっては
	を指定住宅紛争処理機関	を、特別住宅紛争処理の申請にあっては特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施

（住宅販売瑕疵担保保証金に関する説明事項）

第二十一条　法第十五条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　令第六条第一項の販売新築住宅については、同項の書面に記載された二以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

（業務規程の記載事項）

第二十八条　法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十六　（略）

（新設）

十七　（略）

（帳簿の備付け等）

第三十四条　（略）

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ保険法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　保険法人は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第三十九条第一号において同じ。）を、保険等の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（指定住宅紛争処理機関の業務の特例に係る住宅品質確保法施行規則の規定の適用）

第四十条　法第三十三条第一項の規定により指定住宅紛争処理機関が同項に規定する業務を行う場合には、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号。以下「住宅品質確保法施行規則」という。）第百四条第一項中「住宅紛争処理の」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号。以下「履行確保法」という。）第三十三条第一項に規定する紛争のあっせん、調停及び仲裁（以下「特別住宅紛争処理」という。）の」と、「別記第七十六号様式の住宅紛争処理申請書（次項において単に「住宅紛争処理申請書」という。）」とあるのは「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）別記第二十二号様式の特別住宅紛争処理申請書（次項において単に「特別住宅紛争処理申請書」という。）」と、同条第二項中「住宅紛争処理申請書」とあるのは「特別住宅紛争処理申請書」と、住宅品質確保法施行規則第百十二条及び百十五条中「住宅紛争処理の」とあるのは「特別住宅紛争処理の」と、住宅品質確保法施行規則第百十四条中「法第七十三条第一項」とあるのは「履行確保法第三十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第七十三条第一項」と、住宅品質確保法施行規則第百十六条第一項中「紛争処理の業務に」とあるのは「履行確保法第三十三条第一項に規定する業務（以下「特別紛争処理の業務」という。）に」と、「紛争処理の業務以外」とあるのは「特別紛争処理の業務以外」と、同条第二項中「紛争処理の業務」とあるのは「特別紛争処理の業務」とする。